

知多北部広域連合財政調整基金条例

(平成11年7月1日 条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、財政調整基金について定めるものとする。

(設置)

第2条 財源の調整を図るため、知多北部広域連合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出決算剰余金の2分の1の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第2条の目的を達成する場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第7条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。